

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 24 日)
(第 23 号)

第
23
号

10
月
24
日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 23 号

○令和 7 年10月24日（金曜日）

議事日程（第23号）

令和 7 年10月24日（金） 午前10時開議

- 第 1 議案第128号から議案第142号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第 2 号から意見書案第 8 号まで
〔討論、採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第143号
〔提案説明、採決〕
- 第 7 認定第 5 号から認定第16号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 8 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第128号から議案第142号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件

- 日程第4 意見書案第2号から意見書案第8号まで
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第6 議案第143号
 日程第7 認定第5号から認定第16号まで
 日程第8 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市野	修平
2	番	曾我	正彦
3	番	荊原	広樹
4	番	伊藤	雅慶
5	番	世古	明
6	番	市川	岳人
7	番	龍神	啓介
8	番	辻内	裕也
9	番	吉田	紋華
10	番	難波	聖子
11	番	芳野	正英
12	番	川口	円
13	番	喜田	健児
14	番	中瀬	信之
16	番	中瀬古	初美
17	番	廣	耕太郎
18	番	松浦	慶子
19	番	石垣	智矢
20	番	山崎	博
21	番	野村	保夫

22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口		正
31	番	谷	川	孝	栄
32	番	石	田	成	生
33	番	村	林		聡
34	番	小	林	正	人
35	番	東			豊
36	番	長	田	隆	尚
37	番	今	井	智	広
38	番	稲	垣	昭	義
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	中	嶋	年	規
42	番	青	木	謙	順
43	番	中	森	博	文
44	番	山	本	教	和
45	番	西	場	信	行
46	番	中	川	正	美
47	番	服	部	正	富
48	番	津	田	健	児

欠席議員 1名

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波 齊
書 記 (事務局次長)	小 野 明 子
書 記 (議事課長)	吉 川 幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課主任)	伊 藤 光 彦
書 記 (議事課主任)	藤 野 和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	服 部 浩
副 知 事	野 呂 幸 利
危機管理統括監	清 水 英 彦
総 務 部 長	後 田 和 也
政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枡 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫

地域連携・交通部南部地域振興局長	関	美	幸
環境生活部環境共生局長	佐藤	弘	之
県土整備部理事	上村		告
企業庁長	河北	智	之
病院事業庁長	河合	良	之
会計管理者兼出納局長	天野	圭	子
教 育 長	福永	和	伸
公安委員会委員	志田	幸	雄
警察本部長	敦澤	洋	司
代表監査委員	村上		亘
監査委員事務局長	大西	毅	尚
人事委員会委員	北岡	寛	之
人事委員会事務局長	佐藤	史	紀
選挙管理委員会委員	岩崎	恭	彦
労働委員会事務局長	出井	隆	裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第2号から意見書案第8号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第143号、認定第5号から認定第16号まで並びに報告第22号から報告第24号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、令和6年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
130	三重県性暴力の根絶をめざす条例案
134	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案
135	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月16日

三重県議会議長 服部 富男 様

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
129	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
132	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案
133	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月16日

三重県議会議長 服部 富男 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 廣 耕太郎

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
137	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P6橋脚））
138	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P7橋脚））
139	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P8橋脚））

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月15日

三重県議会議長 服部 富男 様

防災県土整備企業常任委員長 龍神 啓介

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
136	警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案
141	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月15日

三重県議会議長 服部 富男 様

教育警察常任委員長 松浦 慶子

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件名
128	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
131	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
140	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月17日

三重県議会議長 服部 富男 様

総務地域連携交通常任委員長 芳野 正英

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
142	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

認定番号	件名
1	令和6年度三重県水道事業会計決算
2	令和6年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和6年度三重県病院事業会計決算
4	令和6年度三重県流域下水道事業会計決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年10月20日

三重県議会議長 服部 富男 様

予算決算常任委員長 谷川 孝栄

請願審査結果報告書

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請38	「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求めることについて	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 会長 山口 謙治	吉 田 紋 華	不採択
請39	「インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書」を国に送付することを求めることについて	津市中河原2055 三重県商工団体連合会 会長 山口 謙治	吉 田 紋 華	不採択
請40	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働 組合総連合会 三重地方協議会 議長 宮端 整吾	荆 原 広 樹 龍 神 啓 介 難 波 聖 子 喜 田 健 児 中 瀬 信 之 山 崎 博 明 山 内 道 明 村 林 聡 人 長 田 隆 尚	採 択

政策企画雇用経済観光常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請42	県独自の日本酒産業振興施策の強化等を求めることについて	津市大谷町 141-4 三重県酒造組合 会長 清水 慎一郎	荆 原 広 樹 龍 神 啓 介 吉 田 紋 華 難 波 聖 子 芳 野 正 英 喜 田 健 児 中 瀬 信 之 山 崎 博 明 山 内 道 明 村 林 聡 人 小 林 正 隆 長 田 隆 尚	採 択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請41	株式会社三重県松阪食肉公社の早期施設整備に関することについて	松阪市湊町148番地9 松阪肉事業協同組合 代表理事 中村 太 ほか4名	荊原 広 樹 龍神 啓 介 吉田 紋 華 難波 聖 子 芳野 正 英 喜田 健 児 中瀬 信 之 中瀬 初 美 松古 浦 慶 山崎 道 博 山内 中 治 田口 林 正 野村 隆 聡 長西 田 尚 西場 信 行	採択
請43	酒造業の基盤維持のための原料米価格高騰対策に関することについて	津市大谷町141-4 三重県酒造組合 会長 清水 慎一郎	荊原 広 樹 龍神 啓 華 吉田 紋 子 難波 聖 英 芳野 正 児 喜田 健 之 中瀬 信 博 山崎 道 明 山内 林 聡 村小林 正 人 小田 隆 尚 長田 尚 尚	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請44	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を国に提出することについて	津市寿町16-24 津生協 病院 三重県社会保障推進協 議会 会長 堀尾 茂貴	吉田 紋 華	不採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請45	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 龍神 啓介 吉田 紋華 難波 聖子 芳野 正英 喜田 健児 中山 瀨信 山崎 博明 山村 内道 長田 林隆	採択
請46	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜田 健児 中山 瀨信	採択
請47	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 龍神 啓介 吉田 紋華 難波 聖子 芳野 正英 喜田 健児 中山 瀨信 山崎 博明 山村 内道 長田 林隆	採択
請48	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜田 健児 中山 瀨信	採択
請49	子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F	荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 喜田 健児	採択

		三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名	中瀬 信之 山内 道明	
請50	県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	吉田 紋華	不採択

意見書案第2号

酒造用原料米の安定的な確保を求める意見書案

上記提出する。

令和7年10月16日

提出者

環境生活農林水産常任委員長

辻内 裕也

酒造用原料米の安定的な確保を求める意見書案

酒造好適米（醸造用玄米）を含めた酒造用原料米は地場産業である酒造業にとって欠かせないものである。しかしながら、酒造好適米である山田錦の本年における60キログラム当たりの販売価格は昨年より約9,000円も上昇しているなど、近年の米価格の高騰は酒造業に深刻な影響を与えている。

さらに、山田錦は10アール当たりの収量が主食用米として広く流通しているコシヒカリよりも少ないという特性があることから、農家がより収益性の高い主食用米への転換を選択する動きが加速するなど、酒造好適米を含めた酒造用原料米を安定的に確保することが今後より一層困難になることが懸念される。

こうした状況の中、酒造業の基盤である酒造用原料米を安定的に確保するためには、農家が酒造用原料米を生産するインセンティブが働く制度を整備する必要がある。

よって、本県議会は、酒造用原料米を安定的に確保するため、国に対し、水

田活用の直接支払交付金について、下記のとおり制度を拡充するよう強く求める。

記

- 1 戦略作物助成の加工用米に係る交付単価を引き上げること。
- 2 酒造好適米を戦略作物助成の対象に追加すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第3号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和7年10月17日

提出者

総務地域連携交通常任委員長

芳野 正英

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続、消費税との二重課税等の様々な課題が指摘されている。また、自動車保険

料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化及び負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化にもつながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、次世代モビリティ及びカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

さらに、国内の販売台数が減少し、米国の関税が引き上げられる中、日本の経済成長及び雇用機会の確保を図るためにも、基幹産業である自動車産業の持続的な発展を促進することが重要である。このことから、国内における自動車需要の喚起及び電気自動車等といった新たな分野への投資を促進する政策が求められる。

このような中、令和6年12月20日に与党から公表された「令和7年度税制改正大綱」では、車体課税等の見直しについて、令和8年度税制改正において結論を出すことが示された。そのため、過去から続く複雑かつ過重な税制を見直す機会が来ている。

よって、本県議会は、国に対し、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」及び自動車税・軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、種別割の負担軽減を図るための措置を講じることにより、複雑な課税制度を簡素化すること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講じることにより、複雑な課税制度を簡素化すること。

- 3 車体課税の税収は、次世代モビリティの普及促進のための特定財源とする
とともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財
源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車ユーザーの負
担軽減を図るための措置を講じること。
- 5 社会インフラの維持管理、機能強化等に必要な財源の確保に当たっては、
幅広い負担先から検討を行うこととするとともに、自動車ユーザーに更なる
負担となり、かつ電気自動車等の普及を阻害しかねないため、走行距離課税
の導入は行わないこと。また、新たな税目を提案する場合は、使途を明確化
すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣

意見書案第4号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和7年10月17日

提 出 者

教育警察常任委員長

松 浦 慶 子

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となり、子どもはおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受け、ひとり親家庭に育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いている。

このような中、本県においては、本年3月、困難な環境にある子ども及びひとり親家庭を支援し、子どもの貧困の解消並びに安心して子育て及び生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」を策定したところである。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたち及び家庭に対して、相談体制を充実させる取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

高等学校等就学支援金制度においては、標準修業年限を超えて在学している生徒への支給要件の見直しなど、専攻科生徒への就学支援制度においては、国庫負担の割合の引上げなど、改善すべき課題が山積している。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第5号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和7年10月17日

提出者

教育警察常任委員長

松浦慶子

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

今年度、小学校の全学年で35人学級が実現し、また、本年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の附則において、教職員定数の標準の改定、支援人材の増員等が示された。

しかしながら、特別支援学級及び特別支援学校の学級編成基準並びに幼稚園及び高等学校の教職員定数改善については示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じており、その状況は学期を追って深刻化している状況である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安全・安心につなげるためにも、教職員の欠員等を速やか

に解消する施策の実行並びに全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、日本の教育費はOECD加盟諸国と比べ、私費負担の割合が高くなっている。実際に、物価高による生活費の高騰、教育のICT化に伴う費用の保護者負担等、家計への負担増加が続いている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第6号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和7年10月17日

提出者

教育警察常任委員長

松浦 慶子

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設、スペース、資材及び人材を十分に確保することに加え、災害関連死の防止、外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積しているといえる。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

特に、本年3月に公表された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書によると、防災対策の推進によって被害の大幅な軽減が見込まれるとの推計がされていることから、学校における防災対策についても早急な推進が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和7年10月17日

提 出 者

教育警察常任委員長

松 浦 慶 子

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況については、自治体間格差が生じている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として同様の格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓く上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡

充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

意見書案第8号

物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援
及び診療報酬の改定を求める意見書案

上記提出する。

令和7年10月17日

提出者

荊原 広樹
龍神 啓介
吉田 紋華
芳野 正英
喜田 健児
中瀬 信之
山崎 博
倉本 崇弘
山内 道明
村林 聡
小林 正人

物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援
及び診療報酬の改定を求める意見書案

総務省が公表した令和6年度地方公営企業等決算によると、全国における公立病院の8割以上が赤字であり、物価高騰及び賃金上昇の影響により、医療機関等の経営状況は非常に厳しくなっている。

さらに、公益社団法人日本看護協会が令和6年度に実施した「看護職員の賃金に関する実態調査」によると、12年前の同様の調査と比較して看護職の基本給の増加は6,000円にとどまっており、また、夜勤手当についても1,000円程度の増加にとどまっている。このことから、看護職員の賃上げが他産業並みには及ばない状況である。

適切な医療又は看護を提供するためには、人材の確保が不可欠であり、そのためには労働に見合う処遇改善の実現が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、あらゆる世代の人々が適切に医療又は看護を受けられる社会を守るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 令和7年度補正予算において、物価高騰及び賃金上昇に対応するため、医療機関等の経営支援策を講じること。
- 2 令和8年度診療報酬改定における十分な改定率を確保すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

提出議案件名

- 議案第143号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 令和6年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 令和6年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 令和6年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

委員長報告

○議長（服部富男） 日程第1、議案第128号から議案第142号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。辻内裕也環境生活農林水産常任委員長。

〔辻内裕也環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（辻内裕也） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第130号三重県性暴力の根絶をめざす条例案外2件につきましては、去る10月14日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第129号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案外2件につきましては、去る10月14日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（服部富男） 龍神啓介防災県土整備企業常任委員長。

〔龍神啓介防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（龍神啓介） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第137号工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P6橋脚））外2件につきましては、去る10月15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 松浦慶子教育警察常任委員長。

〔松浦慶子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（松浦慶子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第136号警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

公立学校における盗撮防止に向けた対策についてであります。

盗撮防止に係る点検チェックリストの作成及びこれを活用した教室、更衣室、トイレ等の点検を教職員自身が行うということですが、教職員は教育のプロであります。盗撮防止のプロではありません。また、チェックリストに基づく入念な点検を定期的に行うことが教職員の負担増加につながってはいけません。

そこで、チェックリストの作成やこれを活用した教室等の点検に、警備会社や専門家等のノウハウを活用することを提言いたします。

また、盗撮防止対策としての防犯カメラの設置については、一定の抑止力があると考えますので、生徒や教職員のプライバシーに十分配慮しながら検討を進めることを提言いたします。

これらの提言を実現するには予算を伴いますが、学校における盗撮被害根絶に向け、必要な予算をしっかりと確保するよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 芳野正英総務地域連携交通常任委員長。

〔芳野正英総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第128号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案外2件につきましては、去る10月15日及び17日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案

を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 谷川孝栄予算決算常任委員長。

〔谷川孝栄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第142号三重県手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月15日に該当する分科会で詳細な審査を行った後、10月20日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

議案第130号三重県性暴力の根絶をめざす条例案に賛成の討論を行います。

この条例案は、性暴力被害者に寄り添った支援を行政が行っていくということに重点を置かれ、その前文に理念が示されています。「人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは、私たちすべての県民の願い」という部分には非常に共感をいたします。

今議会では特に、学校等における性暴力の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるという学校等の役割が追加されたり、この条例の推進体制の整備というところで、施策の実施状況の確認というところにも重きが置かれました。また、最も身近な性暴力である痴漢にも法に基づいて対処がされる内

容だと、環境生活農林水産常任委員会でも確認をさせていただきました。

日本の性暴力犯罪に対しての取締りは、いまだに加害者に甘いと言われて
いる状況があるところではありますが、被害者に寄り添った支援をする条例
を行政がつくっていくということに大きな意義があると思います。

昨年度の委員会においても、当事者の方からの意見の反映など、大変深い
審議が行われたところと伺っております。

三重県において、全国でも先駆けて、このような性暴力の根絶をめざす条
例が制定されることの社会的意義が大きいと考えているところであります。
性暴力のない三重県をつくる、そういった方向に進んでいくことを願って、
この条例案に賛成をしたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第128号から議案第142号までの15件を一括して押しボタン式投票によ
り採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委
員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。谷川孝栄予算決算常任委員長。

〔谷川孝栄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和6年度三重県水道事業会計決算外3件につきましては、去る10月9日及び20日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月15日及び16日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第3号及び認定第4号につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第1号及び認定第2号につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和6年度の純損益は2億897万円の純損失となっており、前年度から2億994万円悪化しています。

また、工業用水道事業の令和6年度の純損益も1億7334万円の純損失となっており、前年度から2億5013万円悪化しています。

近年、電気料金や資材の高騰などにより経営状況が厳しさを増す中で、令和6年度については、両事業とも修繕費が増加したことなどにより、純損失の計上となったものです。

水道及び工業用水道事業は、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを提供しており、さらなる経営の効率化を進めるとと

もに、施設の耐震化対策や老朽化対策等を着実に取り組まれるよう要望します。

また、地方公営企業における独立採算制の原則の下、県民の理解を得られる公正で適切な料金の設定、将来の水需要に応じた施設規模等の適正化など、受水市町等と丁寧に協議を行いながら、健全な事業経営の確保に努められるよう要望いたします。

次に、病院事業についてであります。

令和6年度の純損益は、前年度に比べ34億1286万円悪化し、5億2335万円の純損失となっています。これは、特別利益や新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る交付金の皆減、人事委員会勧告に鑑みた給与改定及び退職給付引当金の精査などの給与費の増等によるものです。

近年、患者数が減少傾向にあることや、人件費の上昇、物価高騰など、病院経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

引き続き、県立病院の役割や機能を果たしながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスを地域の中核的な医療機関として継続的かつ安定的に提供できるよう、医療従事者の確保や患者満足度の向上に努めるとともに、収益の増加を図るなど、健全な経営に努められることを要望します。

最後に、流域下水道事業についてであります。

令和6年度の純利益は2億1703万円となり、前年度から1億2194万円増加しました。これは主に特別損失が減少したこと等によるものです。

今後も将来にわたり、県民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等、流域下水道の役割が継続的に果たせるよう、三重県流域下水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化による経営基盤の強化に努められることを要望します。

また、下水道の老朽対策については、三重県下水道ストックマネジメント計画により、施設の長寿命化等を進めるとともに、能登半島地震や道路陥没事故を受けた国の方針も参考にしながら、三重県流域下水道総合地震対策計画などに基づき、耐震性能が不足している施設の耐震化、津波や集中豪雨等

により浸水が予測される施設の耐津波対策及び耐水化対策を早期かつ着実に実施されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

認定第1号令和6年度三重県水道事業会計決算及び認定第2号令和6年度三重県工業用水道事業会計決算に対して反対討論をいたします。

2024年度の水道事業会計は、約2.1億円の赤字となっていることが示されました。

昨年度には、県議会において、物価高や電気代の値上がり等を理由に県営水道の料金改定が議論され、2年間の据置きとなりました。

そもそも三重県には、水道料金が高いという県民の声が多く寄せられています。これは、蓮ダムや長良川河口堰事業などの大規模な公共事業が行われ、その負担を南勢水道事業や長良川河口堰の水道事業など、県民に高い水道料金を転嫁するように強いてきたからです。

ゆえに、これ以上の適正化の名の下に、今、県民の生活が苦しくなる中で、水道料金の値上げは許されないと考えています。これは、関係市町も同じ思いであることが明らかとなっています。

独立採算の水道事業の企業会計をやめ、特別会計に移し、県の一般会計からの繰入れをして赤字を補填することを求め、それに加えて、県民への水道料金の値上げを行わないことを求めて、決算の認定に反対をいたします。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、認定第3号及び認定第4号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（服部富男） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択9件、不採択4件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。2番 曾我正彦議員。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） 鈴鹿市選挙区選出の新政みえの曾我正彦でございます。初めて登壇をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

請願第39号「インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書」を国に送付することを求めることについて、委員会の不採択の決定に反対、請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆様御存じのとおり、インボイス制度は取引の透明性向上や消費税の適正な納税を目的として令和5年10月から導入をされています。

しかしながら、その影響は、特にこれまで免税事業者であった小規模事業者やフリーランスの方々に深刻な負担をもたらしています。

これらの事業者は、本来であれば、売上が1000万円を超えなければ消費税の納税義務を課されない免税事業者として扱われておりましたが、インボ

イス制度の導入により、適格請求書発行事業者として登録された事業者が発行される番号、いわゆるインボイス番号を持つ事業者はその売上げに関係なく消費税の課税事業者となってしまいました。

また、インボイス番号を持たない事業者と取引を行った場合、法人税法上は損金、経費として処理をすることはできるものの、消費税法上では課税仕入れの処理をすることができません。これはどういうことかという、インボイス番号を持たない事業者と取引を行った場合、その支払いは経費にはなるけれども、消費税の控除を受けることができないということとなります。

当然の結果として、インボイス番号を持たない事業者は仕事が激減してしまいます。さらに、インボイス番号を持たない下請業者との仕事は断ってしまおう、あるいはインボイス番号を持たない飲食店には行かないでおこう、避けようといった風潮が高まってしまいます。これを回避するために、ある意味、強制的にインボイス番号を持たざるを得ない状況となっています。

また、消費税納税義務を課されても、納税分をすぐに価格に転嫁することは難しいため、当該納税分を泣き寝入りしているという事業者の声を非常に多く聞きます。

国もこの現実を当初から理解しており、激変緩和の観点から、事務処理の簡素化、納税額の急増を一定程度抑えることを目的として、制度導入と同時に2割特例、8割控除の特例措置を設けており、これは急激な負担増を和らげる緩衝措置として大きな役割を果たしております。

しかしながら、この特例は3年間の時限措置であることから、現行では、令和8年、2026年で終了する予定です。

現場の声に耳を傾けますと、制度自体がまだ十分に理解できない、会計処理の対応が間に合わない、売上げは増えているのに税負担だけが重くのしかかってくるといった切実な声が聞こえてまいります。これらの声は、特に地方の小規模な個人事業主や文化芸術関係者、農業従事者や一人親方と言われる建設現場で働かれている方々からのものです。

特例措置である2割特例、8割控除の終了によって、これら事業者が廃業

に追い込まれるようなことは決してあってはなりません。本来であれば、制度そのものの廃止を含めた再検討が必要ですが、少なくとも現時点では、この経過措置の延長こそが現実的かつ必要最低限の支援策であると考えています。本請願は、困難に直面する小規模事業者を守り、地域経済の土台を支える重要な意味を持っています。

以上の理由から、インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願につきまして、委員会の不採択という決定に反対をし、請願に賛成をいたします。

議員の皆様におかれましては、ぜひ現場の声に寄り添った御判断をいただきたく、御賛同をお願い申し上げます。討論を終結いたします。何とぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（服部富男） 13番 喜田健児議員。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 新政みえ、松阪市選挙区選出の喜田健児です。

本定例会に上程されました請願第49号子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて賛成するとともに、請願第50号県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについての請願内容に反対、なので、委員会の不採択の決定に対して賛成する立場から討論させていただきます。

さて、小・中学校における学級編制基準を定める法律は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律と呼ばれるもので、この根幹部分は、教頭、教諭等のいわゆる教員数と養護教諭、栄養教諭、事務職員等、学校を運営する上で必要不可欠な基幹職員の定数を定めています。

この法律の第3条では、小学校を例に挙げると、1学級の児童生徒数を35人と、学級編制の標準も定めており、同時に、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童または生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数に対して下回る数を定

めることができると定めてもおります。

そこで、三重県においてはこれを根拠として、児童の実態を考慮し、国の基準では35人ですが、小学校1、2年生において、上限を30人、下限を25人とする少人数の学級編制基準を定め、これを可能とするため、三重県独自の加配を行っています。これが2003年度から実施されているみえ少人数学級です。

ここに一つ問題があります。加配である以上、少人数学級を実現するために配置されるのは、必然的に教諭ではなく、講師となります。その講師の業務については、正規教職員に比べて業務を担う責任を軽減するなどの配慮を行うこととなっており、その通知文書が平成26年と平成31年に県教育委員会教職員課長名で市町と教育委員会人事担当課長宛てに発出されています。

しかし、教諭と同一賃金でもない講師の先生に、今の学校現場は大きな負担を強いている実態があります。現場は講師の皆さんに支えられており、学校運営上必要不可欠な人材です。

みえ少人数学級は、教諭と同等の責任を負わせることができない講師を増やすという側面があることを押さえまして、請願第50号のみえ少人数学級下限25人撤廃の問題に移ります。

小学校において、下限25人が適用されるのは、その学年の児童数が31人から35人、61人から70人、そして91人から96人となった場合のみであり、比較的教職員の少ない小規模校が対象となります。もし下限を撤廃すれば、学級数が一つ増え、教諭と同等の職務が担えない1人の講師が加配により配置されます。同時に、1学級分の授業のこま数が増え、担任等の諸業務が増えることとなりますが、この1学級増により増える授業数は、教員1人が受け持つことができる授業数よりも多くなります。

さらに言うならば、それを講師1人が、法律に定められた教員の配置による授業時数より増えた部分を、教諭と同じようにそれを担うことが認められないのは、先ほど申したとおりです。

一定大きな規模の学校、すなわち教員数の多い学校であれば、その増える

負担を多くの教職員でカバーすることができます。しかし、小規模校では、もともと教員数が少ないため、一人ひとりの教員がより大きな負担を抱えることとなります。したがって、請願第50号の求める下限25人の撤廃を求めるだけでは、きめ細やかな教育の実現、ひいては子どもの豊かな学びに寄与することとは言えず、学校現場の実態を踏まえない、単に表面的な平等を求めるものに過ぎないと考えています。

1学級を構成する児童生徒数の国際基準は25人です。この実現は私の政治課題であり、教育現場の悲願です。この25人の学級の実現においても、少人数で1学級を編制することを可能とする学級編制基準の改善がセットでなければなりません。加配により講師を1人増やして、いたずらに学級数を増やす方策は、学校運営上の負担を大きくし、きめ細やかな教育の実現に資するとは言いきれません。

以上の理由が、請願第50号には賛成できず、委員会の不採択の決定に賛成すべき理由であります。

最後に、今の学校現場に必要なことは何なのかを申し上げます。

一つは、言うまでもなく、教職員の未配置問題の解消です。

義務標準法は、その規模の学校を運営するに当たり、どれだけの教職員が必要か、その最低基準を定めたものと言えます。したがって、そこに欠員が生じるということは、必要最低限の教職員を確保できていないということになります。本来あってはならないことであり、教育委員会だけではなく、一見県政総がかりで、教育関係者、県民が一丸となって解決すべき課題です。

現在、文部科学省では、次期学習指導要領の策定に向けた議論が進められており、先日、その中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の論点が公表されました。そこでは、柔軟な教育課程編成を促進するとして、個々の児童生徒に着目した特例の新設、拡充、学校として編成するカリキュラムの柔軟化を進めるべきと示されています。これらは不登校児童生徒の増加をはじめとする、多様で今日的な学校の諸課題を解決すべく議論されているものです。このようなことを実現していくためには、学校にそれを受け止める

力量と余力が必要であるということは言うまでもありません。

教職員の切磋琢磨は当然ですが、6年前に定めた時間外在校等時間の上限さえ十分に守られていない今の学校の状況を考えると、抜本的な教職員配当基準の改善は喫緊の課題です。

以上のことから、請願第49号が求める欠員の早期解消と教職員配置の改善は必要不可欠であり、県として、国への働きかけも含め、早急に対応すべき課題と考えます。それらが、三重の子どもたちの豊かな学びに直結するものであることは疑う余地がありません。

以上、請願第50号は、委員会の不採択に賛成するものであり、請願第49号については、地域で教育現場の悲痛な声と子どもたちの訴えを聞く議員として、子どもを守り育てることに注力する三重県議会として、全会一致で採択すべきものであると申し添え、議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして、私の討論を終結いたします。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（服部富男） 9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。

4件の請願について、委員会での不採択という決定に反対の討論をいたします。

まず、請願第38号「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求めることについてです。

長らく続く物価高によって、国民の生活への負担がどんどん大きくなっています。

消費税は逆進性の強い税制であり、所得や財産の少ない人のほうがより重い負担になるという税制度です。これは、累進課税の原則にも反しています。

この中で、世界中の経済状況がコロナ禍以降悪化した際、世界の100か国を超える国々で消費税減税の措置が取られました。これは国民生活の厳しさを緩和するための対策となりました。しかし、日本政府は依然としてそのような国民の声や世界の情勢を顧みない姿勢を取っています。

6月に行われた日本銀行の生活意識に関するアンケート調査では、生活にゆとりがないと感じる人が60%以上と示されました。7月の参議院選挙では、物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税を掲げた政党が大きく躍進しました。それほど消費税減税が国民にとって切実な要求であるということの表れだと思います。

そういった状況の中で、この請願が反対多数によって否決されるということは、すなわち県民の声を聞いた政治をしていないということにはほかならないのではないのでしょうか。皆さん、いま一度、県民の声を聞いた政治とは何か、県民の生活と消費税がどう関わっているか、選挙の公約、国政なので、県政と直接関わるものではないですけども、政治的責任を国民に果たすということに思いをはせていただきたいと思います。

また、消費税の減税は、経済を支えている事業者の方にとっても深刻な問題です。事業者の負担が軽減されれば、賃金引上げにもつながります。日本の経済回復のために有効な施策が、消費税減税ではないのでしょうか。この請願を採択すべきと考えています。

続いて、請願第39号「インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書」を国に送付することを求めることについてです。

インボイス制度の目的の一つには、税率の正しい把握のためというものがありますが、そのために、フリーランスや中小零細企業にとって、仕事をしながら事務をするということが、商売の継続性から、かなり大きな負担になっているという現状があります。

先ほどの曾我議員の賛成討論にも、たくさんの事業者の現場からの声というのが込められており、私も賛同するものであります。

小さな事業者を守っていくという観点からも、このインボイス制度は改善が図られるべき点が多いものだと考えています。

参議院選挙前の公開質問状に対する各政党からの回答においては、国民民主党、立憲民主党、参政党、日本共産党、れいわ新選組、社民党のいずれもが、インボイス制度を廃止すべきであると回答しました。

また、埼玉県議会では、インボイス制度の廃止などを求める意見書が、自民党県議団の提出により採択をされています。

この請願の求めるところは、インボイス制度の経過措置として実施された2割特例、8割控除の継続を求めるというところです。廃止を求めているものではありません。これも国民の要求をしっかりと政治に届けるために、三重県議会での採択をぜひしていただきたいと考えております。

続いて、請願第44号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を国に提出することについてです。

令和7年の全国市長会議決定重点提言の中でも、国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言において、このような記述があります。国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することと記述をされています。

国民健康保険は、日本の国民皆保険制度を守る、日本国憲法第25条の生存権に基づいた大きなとりでという役割を果たしています。しかし、財政状況によって県民への負担が大きくなる、そしてそういう悪循環が起こるといった問題が現れています。

国民の生活が苦しくなる中、さらなる保険料の負担増で生活苦が大きくなることのないことが最も大切であると考えています。この請願の趣旨に私は賛成をしており、こちらにも採択を求めます。

最後に、請願第50号県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてを採択すべきという立場で討論をいたします。

まず初めに、この請願は同じ団体から毎年出され続けて、23回目のものになっています。

学校教育現場の教育環境に関する課題は、様々な課題が複合的に絡み合っており、一つの取組で解決する問題ではなく、多角的な取組が必要であるこ

とを理解しています。

その中でも、この請願は具体的に、学級編制に係る問題を指摘するものだと受け止めています。

現場では、課題解決に向けて多くの方が御尽力をされているものと受け止めておりますけれども、やはりみえ少人数学級の制度は25人下限の条件が足かせとなっている側面もあると考えています。

下限撤廃とともに、正規の教職員が不可欠であると考えておりますが、三重県ではそれに逆行し、今年度も公立学校の正規教職員の削減が進められました。県民の皆さんからは、なぜという声が多く寄せられます。

また、本日採決をされるほかの請願の中には、教職員の欠員を速やかに解消する施策を求めるものや教育予算の拡充を求めるもの、教職員の欠員の速やかな解消及び教職員配置のさらなる充実を求めるといった趣旨の請願があります。深刻な教育現場からの声が上がっていることが明らかなです。この請願第50号を含めて、これらの請願は全て、よりよい教育環境をつくってほしいという県民の願いではないでしょうか。これらを全て採択することが必要ではないかと考えています。

三重県の未来を担ってくれる子どもたちにとって最善の公教育の環境づくりにさらに取り組みたいという私の思いを最後に述べまして、改めて請願第50号についても、委員会の不採択という決定に反対をし、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

県民の声をしっかりと聞く三重県議会であってほしいと願い、この4件の請願について賛成し、採択すべきという立場での討論を以上で終結します。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、請願第40号自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求

めることについて、請願第41号株式会社三重県松阪食肉公社の早期施設整備に関することについて、請願第42号県独自の日本酒産業振興施策の強化等を求めることについて、請願第43号酒造業の基盤維持のための原料米価格高騰対策に関することについて、請願第45号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第47号防災対策の充実を求めることについての6件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第46号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて、請願第48号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて及び請願第49号子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 34

反対 12

よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第39号「インボイス制度の経過措置を存続するよう求める意見書」を国に送付することを求めることについて及び請願第44号国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を国に提出することについての2件を一括して採決いたします。

本件に対する委員会の決定はいずれも不採択であります。採決は採択について行います。本件をいずれも採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 20

反対 26

よって、本件はいずれも不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求めることについて及び請願第50号県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件に対する委員会の決定はいずれも不採択であります。採決は採択について行います。本件をいずれも採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 1

反対 45

よって、本件はいずれも不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
政策企画雇用経済観光常任委員会関係

請願第42号 県独自の日本酒産業振興施策の強化等を求めることについて

環境生活農林水産常任委員会関係

請願第41号 株式会社三重県松阪食肉公社の早期施設整備に関することについて

教育警察常任委員会関係

請願第49号 子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて

意見書案審議

○議長（服部富男） 日程第4、意見書案第2号酒造用原料米の安定的な確保を求める意見書案、意見書案第3号自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案、意見書案第4号子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第5号教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第6号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第7号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案及び意見書案第8号物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援及び診療報酬の改定を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第8号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明及び質疑を省略するとともに、意見書案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 意見書案第8号物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援及び診療報酬の改定を求める意見書案に賛成の討論をいたします。日本共産党の吉田紋華です。

医療現場にまつわる問題は現在深刻で、解決の糸口の見えないまま、現場の医療労働者が疲弊し、日々身をすり減らしながら働いています。

意見書案の文中には、このようにあります。日本看護協会の調査により明らかになっていることとして、12年前の同様の調査と比較しても、看護職の基本給は6000円の上昇にとどまっており、また、夜勤手当についても1000円程度の増額にとどまっているとのこと。とりわけ看護職の賃上げがほかの産業並みには及んでいないという状況が述べられています。

看護師は女性割合の高い仕事であり、その賃金上昇はジェンダーギャップ解消にも関わる問題だと考えています。ジェンダーの面から見ても、看護師、看護職は、女性だから、手に職をつけるためにということで選ばれることの多い職種です。それこそが男女の賃金格差をつくる一つの要因だと考えています。

医療現場では、どの職種が欠けても多様な医療ニーズに応えるチーム医療は行えないですけれども、患者と医療現場において最も近い距離で働く看護師なくしては回っていかない、そういった状況です。

そんな中、看護師の処遇の悪さ、賃金の低さ、それらが改善しないことにより、まさに人手不足の負のスパイラルが起こっています。

看護師の資格を持つことに誇りを持ち、その仕事を愛しながらも、もう続けられないと、心や体の限界を超えて仕事を辞める人が後を絶ちません。私もそんな看護師の一人です。三重県議会から上げる国への要望とともに、三重県における実効性のある看護師の処遇改善対策、そういった施策の充実を求めます。

また、先日の議案質疑においても、病院事業庁の答弁には、令和6年度三重県病院事業会計決算における経常損益は5億2000万円余の赤字となったこと、医療機関については、病院経営は大幅に悪化していること、全国の自治体病院の経営状況を見ると、令和6年度決算において経常損失を生じた病院は約9割に上り、危機的な状況にあることなどが答弁をされました。

全国知事会の国への要望においても、地域医療体制の維持・確保に向けて特に取り組むよう要望がなされております。

地方における地域医療の存続の危機と言っても過言ではない状況がある中、

適切な措置が取られることを、私も要望しています。三重県議会からこのような意見書を上げられることに大きな意義があると考えています。

最後に、この意見書に賛同の意思を示して討論を終結します。（拍手）

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第2号から意見書案第4号まで、意見書案第6号及び意見書案第8号の5件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号及び意見書案第7号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 34

反対 12

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、政策企画雇用経済観光常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。川口 円政策企画雇用経済観光常任委員長。

〔川口 円政策企画雇用経済観光常任委員長登壇〕

○政策企画雇用経済観光常任委員長（川口 円） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトについてであります。

太陽光発電など再生可能エネルギーについては、設置から解体までの過程において環境整備が不十分なために、環境破壊につながり、持続可能性を損なうおそれがあることから、県議会では令和5年6月、再生可能エネルギーに関する検討会を設置し、調査検討を行い、令和6年3月、知事に対し、太陽光発電施設の条例による設置区域の規制などを内容とした地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入について提言を行いました。

今般、県当局より、県議会からの提言に対する検討状況について報告があり、地域と共生した太陽光発電の導入に向け、森林法の運用の強化や三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの改訂による行政指導の強化、三重県環境影響評価条例の適用対象の拡大等を検討していくことが示されま

した。

今回の対応方針では、農地に係る対応が示されていないことから、農地への太陽光発電施設設置について、指導等の方策を加えるとともに、メガソーラーなど太陽光発電の設置について、地域住民などからの懸念を踏まえ、今後改訂するガイドライン運用後、1年間の状況を見定め、速やかに設置規制区域の導入などを内容とする条例の検討を進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第6、議案第143号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について御説明いたします。

議案第143号は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第143号を押しボタン式投票により採決いたします。
本案に同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 46

反対 0

よって、本案は同意することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

○議長（服部富男） 日程第7、認定第5号から認定第16号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案について、概要を説明いたします。

認定第5号から第16号までは、令和6年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は8849億9302万円余、歳出決算額は8491億7749万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である259億3961万円余を差し引いた実質収支としまして、98億7591万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する49億4000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の49億3591万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など11の特別会計につきましては、歳入決算額は3251億8094万円余、歳出決算額は3217億398万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である2075万円余を差し引いた実質収支としまして、34億5620万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第22号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第23号及び第24号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、令和6年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（服部富男） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第16号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	令和6年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	令和6年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
9	令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
10	令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
11	令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
12	令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
13	令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
14	令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
16	令和6年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

議 員 派 遣 の 件

○議長（服部富男） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第25回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月11日 1日間

(4) 派遣議員 市野 修平 議員 曾我 正彦 議員
吉田 紋華 議員 松浦 慶子 議員
杉本 熊野 議員 野口 正 議員
東 豊 議員 青木 謙順 議員
中森 博文 議員

2 全国都道府県議会議長会 第2回男女共同参画委員会

(1) 派遣目的

都道府県議会の議長・副議長経験がある女性議員、若手の男性議長で構成される本委員会において、都道府県議会における男女共同参画の推進のため意見交換し、報告・提言を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月12日 1日間

(4) 派遣議員 杉本 熊野 議員

3 地方議会活性化シンポジウム2025

(1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム2025に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月13日 1日間

(4) 派遣議員 市野 修平 議員 曾我 正彦 議員
中瀬古初美 議員 藤田 宜三 議員
野口 正 議員 長田 隆尚 議員
青木 謙順 議員 西場 信行 議員

4 令和7年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和7年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月19日 1日間

(4) 派遣議員 龍神 啓介 議員 松浦 慶子 議員
藤根 正典 議員 谷川 孝栄 議員
東 豊 議員 西場 信行 議員

○議長（服部富男） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明25日から11月24日までは休会とい

たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明25日から11月24日までは休会とすることに決定いたしました。

11月25日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時14分散会